

参考資料

1. 成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）抜粋
2. 令和2年度革新的事業活動に関する実行計画（令和2年7月17日閣議決定）抜粋
3. 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）抜粋

1. 成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）抜粋 [1/3]

6. 個別分野の取組

(2) 新たに講ずべき具体的施策

viii) サンドボックス制度の活用

生産性向上特別措置法に基づく新技術等実証制度（規制のサンドボックス制度）は、AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンなど革新的な技術やビジネスモデルの実証について、期間や参加者を限定し、参加者の同意を得ること等により、既存の規制の適用を受けることなく、「まずやってみる」ことを許容し、実証で得られた情報を活用して、規制改革や新技術等の迅速な社会実装を実現するものである。

2018年6月から2020年5月までに、Fintech、ヘルスケア、モビリティ、IoT、不動産などの分野で、15件133者が認定を受けている。

(認定を受けた実証計画)

- ・ 通信を高速PLC（コンセント等の電力線）で行う家庭用機器の実証
- ・ 診断キットとビデオ通話を組み合わせたインフルエンザのオンライン受診勧奨に関する実証
- ・ 仮想通貨と法定通貨の交換の同時履行を行うシステムの実証
- ・ なりすましによる不正なオンライン口座開設の防止に関する実証
- ・ IoTセンサーで堆積状況を把握し、効率的に広域回収する資源リサイクルの実証
- ・ ブロックチェーンを用いて臨床データのモニタリングを行う実証
- ・ 予め登録した救急医療行為への同意を生体認証で確認する実証
- ・ 事故があった後に加入者で分担して保険料を払うP2P保険の実証
- ・ 不動産の賃貸契約時における書面交付の電子化に関する実証
- ・ キャンピングカーを車でなく宿泊等の空間として貸し出す実証
- ・ 電動キックボードのシェアリング事業に関する実証（2件）
- ・ 人力モードへ切替可能な電動バイクの自転車レーン等の走行実証
- ・ 個人が友人等と少額のリスクに対して備えるP2P保険に関する実証（保険業法施行令の特例措置を整備して実施）
- ・ ラグビー選手等の筋疲労度を測定する自己採血検査の実証

1. 成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）抜粋 [2/3]

運用の改善、実証後のフォローアップ

- ・ 実証の多くは、創業10年未満のベンチャー企業が中心で、実証計画の認定を契機として、大企業との業務提携や大規模な資金調達も実現している。一方、法務面での知見の不足や認定の可否に関する懸念が課題となり、実証計画の申請に至らない事業者も多い。このため、事前相談等により実証実施・規制見直しのニーズが確認された分野で、予め実証を行うための法的論点等を整理した上で、実証を行う事業者を募るなどの方策を検討し、措置を講じる。
- ・ これまでに10件の実証計画が終了し、実証で現行の規制を遵守できることが確認できたために事業化された事例や、実証結果を踏まえて主務大臣が規制の見直しを行った事例がある。その他の実証についても、主務大臣は、生産性向上特別措置法の規定に基づき、実証の状況及び結果に関する報告を受け、新技術等に関する規制の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な規制の撤廃又は緩和のための法制上の措置等を講じることとされている。革新的事業活動評価委員会は、必要に応じ、実証実施者及び主務大臣に対して報告を求め、フォローアップを行う。

（今後、規制の在り方を検討する主な実証）

- ・ 現在「原動機付自転車」と分類されている、いわゆる電動キックボードに関し、将来の移動を担う新たな交通手段として、2019年度に実施した規制のサンドボックス制度に基づく実証実験や国際的な動向等を踏まえ、歩行者を含む様々な交通主体の安全性及び快適性を十分に確保することに留意しつつ、走行場所や車両保安基準について検証するための新事業を行う。さらに、新事業の結果を踏まえ、運転者の要件や、安全確保措置、車両の区分等の交通ルールの在り方について、制度見直しの要否を含め検討する。特に、国家戦略特別区域法に基づく運転者の要件等の特例措置について、2021年前半目途に結論を得る。
- ・ 治験データ等と原資料との一致性が確保できるようブロックチェーン技術を活用するときは、その一致性を確認するための実地でのSDV（Source Document Verification）が求められることが治験依頼者等に予め明らかとなるよう、解釈の明確化その他必要な措置を講じる。

1. 成長戦略フォローアップ^o（令和2年7月17日閣議決定）抜粋 [3/3]

制度の継続、拡充の検討

・ 生産性向上特別措置法は、「生産性革命・集中投資期間」である2020年度末までの3年間、革新的な事業活動等を促進し、短期間での生産性向上を目指すもので、施行の日（2018年6月6日）から3年以内に廃止するものとされている。今後、規制のサンドボックス制度の活用実績、課題、規制の見直しニーズ等を踏まえ、制度の継続や拡充を含めた検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じる。

2. 令和2年度革新的事業活動に関する実行計画 (令和2年7月17日閣議決定) 抜粋 [1/2]

viii) サンドボックス制度の活用

① 運用の改善、実証後のフォローアップ

2020年度		2021年度	2022年度	2023～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p> <p>新技術等実証の強力な推進</p> <p>事前相談等により実証実施・規制見直しのニーズが確認された分野で、予め実証を行うための法的論点等を整理した上で、実証を行う事業者を募るなどの方策を検討し、措置を講ずる</p> <p>主務大臣は、実証の結果等に関する報告を受け、規制の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な規制の撤廃又は緩和のための法制上の措置等を講ずる。革新的事業活動評価委員会は、必要に応じ、フォローアップを行う</p>					<p>【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革））、経済産業大臣】</p> <p>【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策、宇宙政策）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣】</p>	<p>・企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2025年までに50社創出</p>

2. 令和2年度革新的事業活動に関する実行計画 (令和2年7月17日閣議決定) 抜粋 [2/2]

①運用の改善、実証後のフォローアップ ②制度の継続、拡充の検討

2020年度	2021年度	2022年度	2023～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p> <p>新技術等実証の強力な推進</p> <p>現在「原動機付自転車」と分類されている、いわゆる電動キックボードに関し、将来の移動を担う新たな交通手段として、2019年度に実施した規制のサンドボックス制度に基づく実証実験や国際的な動向等を踏まえ、歩行者を含む様々な交通主体の安全性及び快適性を十分に確保することに留意しつつ、走行場所や車両保安基準について検証するための新事業を行う</p> <p>国家戦略特別区域法に基づく運転者の要件等の特例措置について、2021年前半目途に結論を得る</p> <p>治験データ等と原資料との一致性が確保できるようブロックチェーン技術を活用するときは、その一致性を確認するための実地でのSDV(Source Document Verification)が求められることが治験依頼者等に予め明らかとなるよう、解釈の明確化その他必要な措置を講ずる</p> <p>今後、規制のサンドボックス制度の活用実績、課題、規制の見直しニーズ等を踏まえ、制度の継続や拡充を含めた検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる</p>				<p>【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生）、国家公安委員会委員長）、経済産業大臣、国土交通大臣】</p> <p>【厚生労働大臣、経済産業大臣】</p> <p>【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革））、経済産業大臣】</p>	<p>・企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2025年までに50社創出</p>

3. 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）抜粋

II 分野別実施事項

3. 投資等分野

(4)多様な移動ニーズを満たすマイクロモビリティについて

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	多様な移動ニーズを満たすマイクロモビリティについて	<p>a 現在「原動機付自転車」と分類されている、いわゆる電動キックボードに関し、将来の移動を担う新たな交通手段として、令和元年度に実施した規制のサンドボックス制度に基づく実証実験や国際的な動向等を踏まえ、歩行者を含む様々な交通主体の安全性及び快適性を十分に確保することに留意しつつ、走行場所や車両保安基準について検証するための新事業を行う。</p> <p>さらに、新事業の結果を踏まえ、運転者の要件や、安全確保措置、車両の区分等の交通ルールの在り方について、制度見直しの可否を含め検討する。特に、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づく運転者の要件等の特例措置について、令和3年前半目途に結論を得る。</p> <p>b aの検証・措置に加えて、マイクロモビリティ全般に関し、将来の移動を担う新たな交通手段として、実証実験や国際的な動向、利用者のニーズ等を踏まえ、歩行者を含む様々な交通主体の安全性及び快適性を十分に確保しつつ、走行場所や車両保安基準に加えて、運転者の要件や、安全確保措置、車両の区分等の交通ルールの在り方について、制度見直しの可否を含め検討する。</p>	<p>a：令和2年度新事業の実施、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b：令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置</p>	<p>a:警察庁 国土交通省 経済産業省</p> <p>b:警察庁 国土交通省</p>